

名古屋港管理組合工事等成績評定結果閲覧要領

（目的）

第1条 この要領は、名古屋港管理組合が発注する建設工事及び測量、調査、設計等委託業務に係る成績評定結果の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（閲覧対象とする工事等）

第2条 閲覧対象とする工事及び委託業務は、別に定める名古屋港管理組合請負工事成績評定要綱（平成18年訓第13号）及び名古屋港管理組合委託業務成績評定要綱（平成22年訓第24号）に基づき、成績の評定を行う工事及び委託業務とする。

（閲覧に供する成績評定書類）

第3条 閲覧に供する工事成績評定書類は、評定された当該工事の請負者から請求のあった工事成績採点表、細目別評定点採点表、工事成績採点の審査項目別チェック表及び審査項目別運用表とする。

2 閲覧に供する委託業務成績評定書類は、評定された当該委託業務の受注者から請求のあった委託業務成績採点表、委託業務成績採点の項目別チェック表及び採点者別業務内容別評価項目表とする。

（閲覧に供する成績評定書類の閲覧開始時期）

第4条 閲覧に供する成績評定書類の閲覧開始時期は、原則として当該対象工事及び委託業務の評定結果通知後の翌月以降とする。

（閲覧期間）

第5条 閲覧期間は、当該対象工事及び委託業務の検査を行った年度及び翌年度とする。

（閲覧場所）

第6条 閲覧場所は、名古屋港情報センターとする。

（閲覧日時）

第7条 閲覧できる日時は、名古屋港管理組合開庁日の執務時間とする。

（閲覧の条件）

第8条 閲覧書類は所定の場所で閲覧し、閲覧場所以外には持ち出すことはできないものとする。

2 閲覧しようとする者は、閲覧書類を汚損又は棄損してはならない。

（閲覧手続き）

第9条 閲覧しようとする者は、閲覧日の3日前（名古屋港管理組合開庁日を含まないものとする。）までに閲覧申出書（別記様式）に必要事項を記入の

上、建設部技術課検査室へ提出し、閲覧日に閲覧対象の成績評定結果の請負者又は受注者であることの確認を受け、閲覧するものとする。

2 閲覧しようとする者は、前条に規定する閲覧条件を遵守して閲覧しなければならない。

附 則

この要領は、令和6年 6月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年 7月 1日から施行する。

別記様式

受付番号

工事成績評定結果閲覧申出書			
年 月 日			
名古屋港管理組合 御中			
申 出 人	氏 名 (名 称)		電話
	住 所 (所在地)		
(閲覧する資料)			
(目的等)			

備考

- ・ 閲覧申出人が個人の場合は、当該個人の氏名及び住所を、閲覧申出人が法人等の場合は、当該法人等の名称及び事務所等の所在地を記入してください。
- ・ 委託業務成績評定結果の閲覧申出にあっては、様式中「工事」を「委託業務」と読み替えます。